随意契約理由書

工事名 : 堺泉北港 泉北7区外 埠頭保安設備改良工事

本設備は、堺泉北港及び阪南港の国際航海船舶が寄港する港湾施設15区域に設置した侵入検知設備や監視装置で構成された設備であります。

埠頭保安設備は、「海上における人命の安全のための条約(SOLAS条約)」及び「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保に関する法律(国際船舶・港湾保安法)」に基づき設置しており、非常時に当該設備が確実に作動させる必要があります。

本工事は、当設備の老朽化により動作に不具合が見込まれるため一部の設備の更新を 行うものであります。

当該設備は、埠頭保安エリアにおける侵入検知設備(センサー)、監視装置システム について製作会社が独自に開発設計した技術等を用いて構築されており、いわゆる汎用 のシステムではなく、当該保安エリア用に設計、製作されたものです。

よって、本工事を施工し、システムを試験調整するには、当該設備のシステム・機器等の特殊な構造や制御回路を熟知しており、当該システムの詳細な設計資料及び専門知識など特別な能力が必要であります。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該機器の設計、製作、据付を行った松下電器産業株式会社から事業継承したパナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社関西社以外にいないことから、同社より見積を徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。

なお、本府財務規則第 62 条の規定に基づき複数の者から見積を徴取すべきところですが、本件は上述のとおり、パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社関西社でなければ履行できないものに該当することから、同規則の運用第 62 条関係第 2 項第 1 号 (特定の者でなければ履行できないもの)の規定により、比較見積の徴取を省略するものです。